新型コロナウイルスに対する本学の対応方針について（お知らせ）

令和５年５月８日改訂
静岡理工科大学

政府は、新型コロナウイルスの感染防止対策の根拠となっていた、感染法上の新型コロナウイルスの位置付けを、本年５月８日をもって季節性インフルエンザと同様の５類感染症に変更いたしました。それに伴い、本学においては、新型コロナウイルスへの対策として実施していたすべての制限・特例措置を廃止いたしました。ただし、今後も感染症拡大防止の取り組みは継続いたします。

なお、本方針は、令和５年５月８日より適用いたします。

１．日常における自己健康確認の実施について

教職員並びに学生においては、日常的に健康観察を行い、異常があった場合は、速やかに医療機関等の受診などの対応を行うことといたします。また、各個人で体調管理を心掛けるとともに健康状態（体温の変化、風邪の症状や味覚嗅覚の異常の有無、著しい倦怠感、疲労感の有無など）の把握を要請いたします。

２．衛生管理について

（１）マスクの着用について

感染症に対する感染防止対策としてのマスクの着用に関しては、個人の判断に委ねます。

（２）手洗い、アルコール消毒の励行

引き続き、手指消毒や手洗いを励行いたします。

（３）換気の徹底

最低３０分に１回、３分程度は窓開け換気の実施を推奨いたします。

３．本学関係者が感染した場合の対応について

就業・就学の制限は行いません。

４．授業運営の方針

原則、対面授業により授業を実施いたします。なお、必要に応じて一部科目においては、遠隔授業を実施いたします。

以　　上